

青森県報

第二千六百八十七号

平成十八年
十月二日
(月曜日)

目次

告 示

- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(健康福祉課) ……一
- 生活保護法による医療機関の指定……………(政 策 課) ……一
- 生活保護法による指定施術者の指定の辞退……………(同) ……一
- 生活保護法による指定施術者の指定の届出……………(同) ……一
- 漁船保険付保義務の同意を求めるための届出……………(水産振興課) ……二
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………(河川砂防課) ……二
- 過疎地域自立促進特別措置法による公共下水道に関する工
事の施行……………(都市計画課) ……二

公 告

- 特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する
同法第十条第一項の規定による公告……………(県民生活
文化課) ……三
- 開発行為に関する工事の完了……………(建築住宅課) ……三
- 出先機関……………(十和田県土
整備事務所) ……三
- 道路の位置の指定……………(十和田県土
整備事務所) ……三

告

示

青森県告示第七百十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次の指

定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十八年十月二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
奈良岡歯科医院	青森市浜館二丁目三の四一	平成二七・四・一〇

青森県告示第七百十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十八年十月二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
医療法人輝栄会奈良岡歯科医院	青森市浜館二丁目三の四一	平成二七・五・一

青森県告示第七百十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条において準用する同法第五十一条第一項の規定により、次の指定施術者がその指定を辞退したので、同法第五十五条の二第三号の規定により告示する。

平成十八年十月二日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	住所	施術所の名称	施術所の所在地	指定辞退年月日
留目潮	八戸市根城四丁目八の一五	和楽堂治療院	八戸市根城四丁目八の一五	平成一六・一八

青森県告示第七百十九号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成十八年十月二日

青森県知事 三 村 申 吾

届出事項	指定漁船調書の縦覧
加入区名 蓬田	場 所 蓬田村漁業協同組合
発起人の住所及び氏名 東津軽郡蓬田村大字広瀬字坂元六二八番地 越 田 長四郎 東津軽郡蓬田村大字中沢字浪返三六番地一 坂 本 重 彦 東津軽郡蓬田村大字広瀬字坂元六三一番地一 田 中 孝 光	期 間 平成十八年十月二日から十月十六日まで

青森県告示第七百二十号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第三項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土木整備部河川砂防課及び青森県土木整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年十月二日

青森県知事 三 村 申 吾

幸畑二号急傾斜地崩壊危険区域
次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱十号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱十号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した土地の表示

標柱番号	市町村名	大字名	字名	地番
一	青森市	幸畑三丁目		四二一
二	"	"	"	四一五
三	"	"	"	四一三
四	"	"	阿部野	六九一の一四
五	"	幸畑	"	一六三の一
六	"	"	"	"
七	"	"	"	"
八	"	"	"	"
九	"	"	"	"
十	"	"	"	"

青森県告示第七百二十一号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十五条第一項の規定により次のとおり公共下水道の終末処理場の設置に関する工事を行うので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第七十五号）第八条第一項前段の規定により告示する。

平成十八年十月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 公共下水道の名称

むつ市特定環境保全公共下水道（川内処理区）

二 工事の区域

平成十八年十月二日

十和田県土整備事務所長 小田部 幸 夫

十和田市大字三本木字並 木西一八一の三	位 置	六六・八二メートル	延 長	六・〇〇メートル	幅 員	平成 一六・九・二五	指 定 年 月 日
------------------------	-----	-----------	-----	----------	-----	---------------	--------------

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一
号 青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭